

## 平成 26 年度 第 4 回 機械流通委員会の結果について

開催日時 平成 26 年 10 月 29 日（水）午後 1 時 00 分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

### ○連絡事項

- ① 他地区遊商にて、新台遊技機の盤(板)の納入時、枠番号の入力ミスが多い。現物の確認の徹底を行うこと。
- ② 他地区遊商にて、遊技機のゲージ表に絡む事案が発生したため、ゲージ表は販社が所有してはいけないものであり、ホールへ対して印刷をした物を渡してもいけない事であるので、取引先を含め周知徹底をして頂きたい。
- ③ 名義貸しの事案が発生。発覚後、即除名処分とし、全国的な流れとして専従社員の資料を、雇用保険から社会保険へと厳しくなる可能性がある。
- ④ 抱き合わせ販売の注意。
- ⑤ 新台の設置までの保全措置を強化する事になるので、中古遊技機移動について目視による点検確認の限界があるので保全措置強化の協議をする。
- ⑥ メーカーと新台の契約をしている販社を主体とする、優良販社の格付けを決める。
- ⑦ 全日遊連が日工組へ対して ECO パチについて同意ができないと回答。

### 1. 実技講習会開催結果を受けて

平成 26 年 9 月 8 日～9 月 12 日にかけて、有効期限が切れた東北遊商の身分証明書を所有している者を対象として、スキルアップ及び自己診断の目的から「実技試験」並びに「筆記試験」を実施した。実技試験結果の『再講習者内容』『良好とみられる例』『試験官からの全体講評』を今後の参考の為、全中古取扱販社へ対し 11 月 10 日頃に発送する。また、各個人が筆記試験で間違えた箇所をピックアップし各自へ郵送する。

また、今後の実技試験の捉え方(やり方)は、ゆっくりではあるが全商協が全国統一の方針作業を行っているので、全商協としての内容が決まるまでは、来年度においても第三者の目で見てもらおう上で「講師を高石氏」とする。

### 2. その他

#### (1) 中古流通を行う従業員の雇用形態に関する件

中古流通に従事するに当たっては、全商協に「遊技機取扱主任者届出・誓約書届出」の提出により風営法内閣府令にいう「遊技機の取扱いが適正に行う事が出来る者の作成する書類(保証書)」を可能にするための届出が義務づけられているが「遊技機取扱主任者」は、会社と雇用契約に基づく専従「正規雇用者」と定義しているが、「パート」等の非正規雇用者はなぜ駄目なのか。

- ・遊技機の取扱いが適正に行う事が出来る者の作成する「書類『保証書』」は、責任を持

った者が作らなくてはならない。また、保証書を作成する者が、事前 QR を読み等事前の作業、保証書の作成、納品・設置確認までが原則であるので、「パート」等の非正規雇用者が行えることではない。

**(2) 中古流通時における管理者不在時の対応について**

ホールへの納品設置時における目視による点検確認の際は、「管理者」立会いのもと行う、また、「中古遊技機確認書」「中古ぱちんこ遊技機等点検確認受渡書」「保管・納品確認書」「認定申請ぱちんこ遊技機等点検確認済書」の管理者署名押印欄等、管理者が不在の場合はどうするか。

- ・管理者から頂くのが基本原則である。

**(3) 再打刻時の『点検確認及びQR送信』について**

一度発行された「打刻書類」の有効期間は、点検確認日より「50日」としており、有効期間が切れ「60日」までは一度発行している打刻書類の内容で『再打刻』を行っている。『再打刻』による書類における『保証書』について、有効期間は再申請時から「50日」と更に有効期間が延長となる。審議の結果『現状の保全措置のまま』及び『再QR送信は不要』とし、中古取扱販社へ対し12月1日頃に通知をする。

**(4) 顔認証携帯端末「アプリ」入替え進捗状況について**

現在、携帯端末アプリは位置情報アプリ・スキャナーアプリと操作に手間を要している為、その2つのアプリを統合し操作時間の短縮を図る為、10月20日より11月14日の期間にてアプリの入替えを行っており、10月28日現在で対象数約257台に対し131台分が入替済みである。

**(5) 遠隔地対策、機歴事前受付システムについて**

- ① 10月1日より遠隔地(宮城県以外)対策として、機歴事前受付システムを導入し10月24日(17日間)現在での進捗状況がされた。
- ② 年末年始の休暇に伴い、事前受付システムにての受付を平成26年12月16日(火)から平成27年1月4日(日)の期間を休止と、遠隔地21社に通知をする。

**(6) 検定機移動申請書類を配送業者が紛失した際の対応について**

- ① 申請時必要書類を配送業者が紛失した場合の取扱について、全国地区遊商の対応を確認した結果、そのような事案は無いとの報告を受け、当地区遊商においては柔軟に対応をする。
- ② 配送業者扱いで遅延があった場合は、柔軟に対応をするので各部会の機械流通委員に相談をしてほしい。